

所得税 & 復興特別所得税

申告受付期間は2月16日(火)～3月15日(火)
確定申告は
お早めに！

問い合わせ

廿日市税務署 ☎0829-321217

確定申告書の作成は、便利な「確定申告書作成コーナー」で

○国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すること、確定申告書などが作成されます。また、印刷した後、郵送などで税務署へ提出することもできます。

所得税および復興特別所得税申告受付日程

とき			受付会場
2月	16(火)	9時～17時	○廿日市税務署 (廿日市市新宮1丁目15番40号) ※ 受付は16時まで
			○「NTTクレドホール」 基町クレド・パセーラ11階 (広島市中区基町6番78号) ※ 受付は16時まで
3月	15(火)	9時～17時	

- 廿日市税務署では、2月15日(月)以前は、相談を受け付けるまでに大変お待たせする可能性があります。税務署にお越しの方は可能な限り2月16日(火)から3月15日(火)までの期間にお越しただいか、郵便などによる提出をお願いします。なお、NTTクレドホールでは2月15日(月)以前に申告会場を設けていませんので、ご注意ください。
- 土・日曜日は、税務署での相談および窓口受付は行っていませんので、ご注意ください。申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱への投函で提出できます。
- 来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

納付期限と振替納税の利用について

納付には便利な振替納税をご利用ください。振替納税を申し込みの場場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を法定納期限までに税務署に提出してください。

- 平成27年分申告所得税および復興特別所得税の法定納期限
3月15日(火) (口座振替日…4月20日(水))
- 平成27年分消費税および地方消費税(個人事業者)の法定納期限
3月31日(木) (口座振替日…4月25日(月))

税務職員を装った振り込め詐欺にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

○税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関などのATMの操作を求めることはありません。○国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。不審な点があるときは、税務署に問い合わせてください。

所得税の申告にかかる 障害者控除・おむつ代の医療費控除

問い合わせ 保険介護課 ☎2144

障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、大竹市内に居住している65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方は、所得税などの申告で障害者控除の対象になります。

おむつ代の医療費控除

おむつ代を医療費控除として申告している方のうち、おむつを使用している方が2年目以降も要介護認定を受けている場合は、医師のおむつ使用証明がなくても、おむつの医療費控除に必要な確認書が交付できる場合があります。

いずれも、申請は保険介護課で受け付けています。

